○　件名
　地理的表示メールマガジン第205号（令和6年3月6日）

○　文面

◇◇◇

●第241号
やまえ栗
令和５年12月14日

●第188号
中城島にんじん
令和５年12月14日

　これまでの申請の公示等情報はホームページでご確認ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

---

（編集後記）GI産品の魅力発信！
　ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、GI制度は、令和４年11月に見直しを行い、特性については、生産地特有の要因と結び付いた結果として具現化しているものであれば、必ずしも同種の農林水産物等と比較して優れた品質特性がある必要はなく、社会的評価も含めて総合的に判断するものとされました。

　例えば、冷涼な地域、風が強いなど厳しい自然環境下で生産されることで、不格好になってしまう、大きく育たないという場合でも、それが生産地の自然的要因によって生じたものであり、社会的評価なども含めて地域との結びつきを示すことが出来れば、登録自体は可能となります。

　これは、品質の高さのみに着目するのではなく、産品の「個性」に光をあてて、生産地と結び付いた魅力を評価することなのだと思いました。

　コロナ禍以降のインバウンド観光では、その土地の自然や歴史とセットで食を楽しみたいという要望が強くなっていると聞いています。
　日本には、魅力ある産品がたくさんあるので、GI登録が今後も増えて、世界の方々にどんどん発信できたらよいなあと思います。（M）

※編集後記は地理的表示（GI）担当職員の個人的な雑感を述べたものであり、農林水産省の見解を示すものではありません。

GIGIGIG